

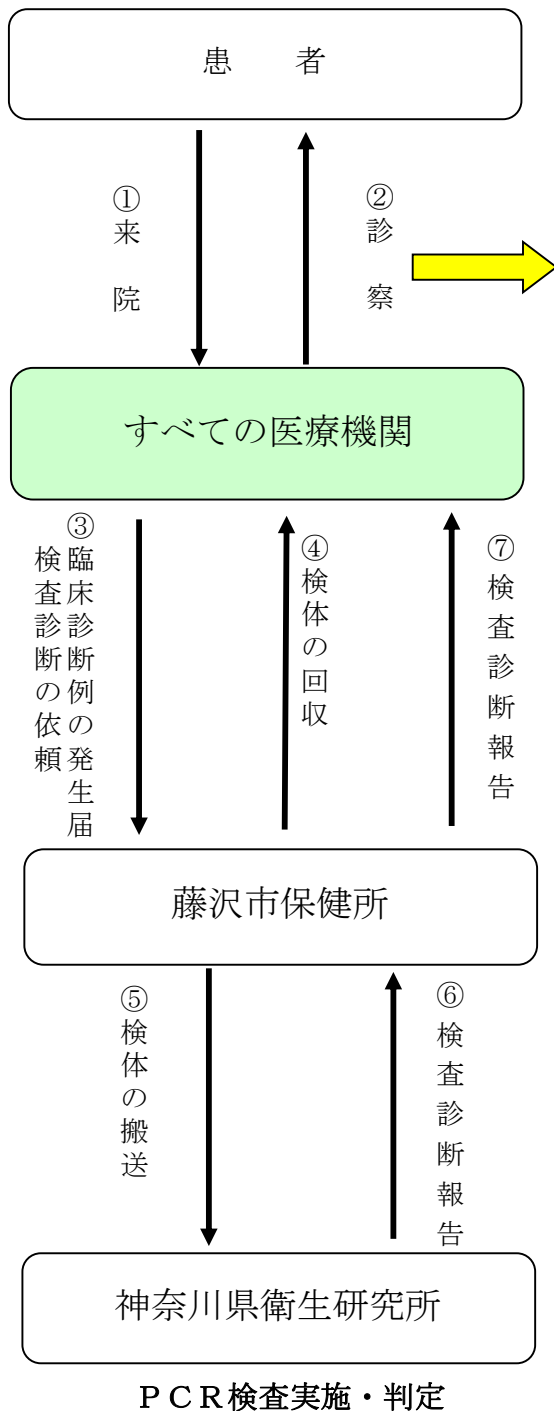
藤沢市における『麻しん』の検査診断の推進について

【届出に必要な臨床症状】

ア 麻しんに特徴的な発疹 イ 発熱 ウ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

※上記ア、イ、ウをすべて満たす場合は、臨床診断例として感染症法第12条に基づく届出。

＜実施運用＞



＜発生届の提出＞

医師が『麻しん』を疑う患者を診察した場合で、次に該当する場合には、別添「麻しん発生連絡票」と併せて、診断後、直ちに届出をお願いします。

○届出に必要な臨床症状の3つすべてに該当（臨床診断例での届出）

＜検体の採取＞

臨床診断例について、診断後すぐに（発疹出現後7日以内）に、行政検査に必要な検体の採取をお願いします。

- 1 血液(EDTA血)
- 2 咽頭ぬぐい液
- 3 尿

のうち、患者の同意を確認の上、採取可能な検体（3点セット、できれば2点以上）をご提供ください。

検体採取後、藤沢市保健所保健予防課に連絡し、検査診断を依頼してください。

＜採取検体＞

血液

抗凝固剤(EDTA又はヘパリン)入りスピッツに5ml程度採取。

- ※ヘパリン入りのスピッツは使用不可
- ※EDTA 2K、EDTA 2Na どちらでも可
- ※スピッツはご提供ください。
- ※可能な限り初診時での検体採取をお願いします。

咽頭ぬぐい液

咽頭ぬぐい液培地で採取。

咽頭ぬぐい液は、滅菌綿棒で咽頭を十分にぬぐった後、乾燥させずにウイルス搬送用培地（リン酸緩衝生理食塩水（PBS）又は生理食塩水）に入れる。

※専用培地を持ち合わせていない場合、又は「血液」の採取が困難な場合は、ご連絡をいただいてから医療機関にお届けします。（日時要調整）

尿

スピッツに10ml程度

※スピッツの持ち合わせがない場合にはご連絡をいただいてから医療機関にお届けします。

＜検体保存＞

回収に伺うまで、4℃で冷蔵保存をお願いします。

- ・PCR検査の結果は、保健所保健予防課から主治医の先生へご報告いたします。
- ・PCR検査の結果を踏まえ、国への全数報告(感染症サーベイランスシステム)の可否についてご相談させていただきますので、ご了承ください。
- ・検査結果判明後に改めて発生届を出す必要はありません。